

・著作権法第31条1項による複写

図書

1冊完結の単行本	本文の半分以下
複数冊のもの(上下巻等)	各冊の半分以下
全集・選集・短編集等	収録されている個々の著作物の半分以下。ただし、同一紙面に複数の著作物がある場合は、楽譜、地図、写真集・画集を除き、写り込みを許容する。
本体から分離した付録	個々の付録の半分以下
表紙・裏表紙・背表紙	著作権法で保護されている写真・絵画・カットが含まれるものについては複写不可
楽譜・楽譜集・歌詞・歌詞集	1曲の半分以下。1曲で1著作物。
目次・索引	全部分複写可
前書き・後書き・解説等	それぞれの半分以下

逐次刊行物

雑誌最新号	複写不可
雑誌バックナンバー (発行後相当期間を経過したもの)	各号全体の半分以下 (バックナンバーとなるのは、原則として次号が配架されたとき。ただし、半年以上ならびに3ヶ月を超える不定期刊の雑誌は、受け入れ後3ヶ月後とする。休廃刊したものや収集をやめたものについては、継続されていれば次号が発売されただろう日、または3ヶ月経過後のいずれか期間の短い方をもって複写可能とする)
雑誌本体から分離した付録	独立した著作物とみなし、本誌と同じ扱い
一枚物の付録の型紙	独立した著作物とみなし、本誌と同じ扱い
新聞最新号	複写不可
新聞バックナンバー (発行後相当期間を経過したもの)	前日以前の朝刊、夕刊、前号それぞれの全面広告のページを除いた半分以下
年鑑・白書・新聞縮刷版	本文の半分以下(図書と同じ扱い)

地図

1枚もの	1枚の半分以下
地図帳	1冊の半分以下（図書と同じ扱い）
住宅地図（ゼンリン）	見開きの半分以下。見開いた両頁で1著作。
国土地理院発行の地図	全部分複製可（国土地理院発行の地図を加工した地図は含みません）
資料中の説明地図	全部分複製可

写真・絵画・図表・カット

1枚もの	複製不可。（半分以下だと同一性保持権の原則に反するという判断による）
写真集・画集	複製不可。（半分以下だと同一性保持権の原則に反するという判断による）
カット集	複製目的で作られたものは図書扱いとし、1冊の半分以下。
資料中の説明写真	全部分複製可

視聴覚資料に付属している解説書等

ジャケット	複製不可。写真・絵画に準じる。ただし、曲目等書誌情報が書かれてあるものは複製可。
解説書	解説文については、本文の半分以下。 歌詞については、1曲の半分以下。
別冊・付録等	1冊の半分以下。図書と同様の扱い。

・著作権法第31条第1項以外の複製

著作権処理の済んだもの	著作権者から許諾された範囲内で複製可能
国・地方公共団体が作成した法令集等	全部分複製可
著作権法第42条による複製	裁判手続きのために必要と認められる場合。 その認められる限度において複製可能。
著作権保護期間を過ぎた著作物の複製	全部分複製可。著作者が個人の場合は死後50年経過後、共同著作については最後の著作者の死後50年経過後、団体著作物、写真については著作物の公表後50年